

平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）会議録（第5日）

平成22年9月30日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 5 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(平成21年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 6 認定第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 認定第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第9号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)

- 14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 5 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(平成21年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 6 認定第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 認定第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第9号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)

- 14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

2番 清原良典  
4番 服部千秋  
6番 井村淳子  
9番 花畑奈知子  
11番 熊谷直行  
14番 桜井公晴  
16番 佐野芳彦

3番 中島貞次  
5番 長谷川原司  
7番 橋本恭子  
10番 北川嘉明  
13番 村田興亞  
15番 中井政喜

**会議に欠席した議員**

1番 井川芳昭

12番 上田富夫

**会議に出席した事務局職員**

局長 上田眞也  
書記 森本麻友

書記 木村和義

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 首藤正弘  
教育長 寺田寛文  
生活福祉部長 丸尾満  
教育次長 西村隆志

副町長 八幡儀則  
総務部長 村瀬学  
経済建設部長 山本武志  
財政課長 香田大然

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 平成22年第4回太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成22年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、認定第1号及び認定第9号について誤植がありましたので、その正誤表をお手元に配っておきましたからご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第2、議案第47号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第4、議案第49号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 委員会報告書を読み上げ

ます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査事件、議案番号、議案第47号。付託年月日、平成22年9月6日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日は、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。審査経過及び結果、審査経過は医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の改正内容についての質疑に対しては、医療費の高い市町村にあっては、医療費を適正化するための計画の策定を義務づける内容であった国民健康保険法第72条の4を廃止し、72条の5を繰り上げることが規定されたとの説明がありました。また、医療費を適正化する計画の策定を義務づける条文を廃止するということは、医療費が高くなって仕方がないというニュアンスが含まれているのかという質疑に対しては、国保財政が豊かな市町村はほとんどないが、今回廃止した理由の一つがいろいろな規制をせず、各市町村で考えていただくためであり、加えて保険料負担をできる限り平準化し、医療費も広域で助け合っていこうという考え方が打ち出され、特定の自治体に適正化計画を策定させるのではなく、広域化の前段階として各自治体が努力するようという意図であるとの説明がありました。さらに、今回の条例が公布の日から施行し、平成22年5月19日から適用となることにより、町民が不利益をこうむることはないのかという質疑に対しては、新しい法律の施行日が平成22年5月19日であり、旧条文の廃止は施行日から有効になっているため、適用日も同日となり、さかのぼることによる不利益は発生しないとの説明がありました。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

続けて、議案第48号の委員会報告書を読み上げます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第48号。付託年月日、平成22年9月6日。件名、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なしです。2、審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査経過について読み上げます。条例第5条では、町長は印鑑登録の申請を受理しようとするときは、当該申請者が本人であること、または本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない、のうち、「又は」が「及び」と改正されるが、これまでも現実的に「及び」で運用されていたのかという質疑に対しては、従来から改正後の条例と同様に運用していたので実態に合うよう改正するとの説明がありました。また、第13条に新たに追加される第2項についての詳細説明を求めたところ、第13条第1項の第1号から第4号までの理由によって印鑑登録を消除した場合、届け出等で本人が窓口へ来られた際に消除することを伝えられるため、わざわざ通知をする必要はないが、第5号から第7号までの場合は、町長は消除したほうに対して消除した理由を通知することを義務づけることの説明がありました。さらに、第7条第3項では、印鑑登録原票の作成に関して「磁気テープをもって」から「電子計算機をもって」と改正されるが、既に以前から事務上は電子計算機になっていると思うので、実際の運用にあわせて改正するのかという質疑に対しては、平成19年12月に従来の磁気テープに印影を保存していくものから磁気ディスクへの保存に変更したため、近隣自治体と同様、電子計算機をもって調製すると改正するとの説明がありました。そのほか、印鑑登録の申請時に第5条に記載された証明書を持っていない方への対応方法についての質疑に対しては、預金通帳やキャッシュカード、健康保険証

等、確認する証明数を増やして複数で確認しているとの説明がありました。また、条例の書き方として、それらは条例に表記せずに運用で行えばよいと考えているのかという質疑に対しては、原則は登録申請に基づき本人あてに郵送した確認書を本人が持参されることであるが、例外として顔写真入りの証明等で本人確認ができ、かつ本人の意思も確認できるならば、その場で登録できることになっているので、複数の証明や本人しか知り得ない情報等で確認する場合は運用で行い、条文に明示しなくてもよいと考えていると説明がありました。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号について報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告をします。

審査した事件、議案番号、議案第49号。付託年月日、平成22年9月6日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査経過は、消防団に加入されている方は消防団の活動がある際はどのくらいの割合で出席し活動されているのかという質疑に対しては、火災の場合は機動や地区の消防団員の出動に限られ、消防団の行事の場合は半数を少し超えるぐらいの方が参加されているとの説明がありました。また、近隣自治体における同様の条例の制定状況についての質疑に対しては、消防団のある自治体ではすべて同じ条例を使用しているとの説明がありました。審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第47号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

ちょっとこちらが宣言するまで挙げといてください。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第48号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第49号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(佐野芳彦) 日程第5、認定第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成21年度一般会計決算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成21年度一般会計決算委員会委員長北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 それでは、ただいま上程されました認定第1号について、委員会審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第1号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月16日水曜午前10時から午後4時53分、平成22年9月17日木曜午前10時から午後5時31分、平成22年9月22日水曜午前10時から午後5時7分、平成22年9月24日金曜午前10時から午後6時9分。3、審査経過及び結果、1、審査経過については別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数で認定すべきものと決した。賛成者、花畑委員、中井委員、橋本委員、中島委員。反対者、桜井委員、井川委員。3、会議録は後日希望者に配付する。

平成21年度一般会計決算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。(1)付託案件の平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求めるとともに審査の過程でも追加資料の提出と説明を受け慎重に審査した。(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め必要な説明を求めた。(3)審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査した。(4)平成21年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。審査の詳しい経過等は委員会会議録による。行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は入りをはかり出を制するを基本に最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入りをはかって出を制する立場を理解し、あわせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事

務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定められるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。歳入について。町税等は、納税義務者等の実態把握に努め、新たな収入未済の発生と不納欠損処理を抑制するため、特別の体制を持って徴収に当たり収納率の向上を図ること。福祉、医療、教育等の補助・負担金についても同様に対応すること。税等については、口座振替の推進に努め、収納率を高めること。住宅建設資金等貸付金、保育料、教育費負担金等を放置することなく徴収に努めること。占用料については、近隣の姫路市並みに見直すこと。たばこは町内で購入するようPRに努めること。

歳出について。(1)各款共通事項について。①負担金補助及び交付金について、負担金、補助金、交付金の目的、効果等を精査し、不要なもの及び成果が期待できないものについては整理すること。町内団体等について予算で措置している補助等は目的と効果を精査し、一定の基準を定めて対応すること。組織の創設、維持、運営等を目的とするものにあつては、期間を定め自立を促すこと。また、事務事業の支援を目的にするものについては成果等を検証し、継続的なものと期限つきのものに分けて対応すること。補助金等の規定を設けているものについては、設置目的に基づき事務事業の進捗状況と成果等を検証し、必要な措置を講ずること。②庁用備品や消耗品等の調達については、町内調達を基本に透明性と公平性、競争性を確保し、経費の節減に努めること。③委託料、工事請負費について、委託料については、委託の効果、効率を考慮し、外部委託に頼らず、内部で対応可能なものについては積極的に内部対応に努め、経費を節減すること。委託、工事請負に係る入札・契約等については、あり方を検証

し、地方自治法、町財務規則に基づき一般競争入札を徹底し、経費等の節減に努めること。委託料では、2から3社による見積もりでの随意契約ではなく、入札により公平に執行すること。保険契約については、長年にわたり固定的になっており、見直しを図ること。④広域行政について、サービスの維持向上を図り、負担の軽減と事務事業の効率化を図ること。⑤その他、審議会等の委員については、人材バンク制度の導入等、公募委員の比重を高め、住民参加の機会を拡充すること。

(2)各款の決算について。①総務費。電算機器313台（総務課管理分）をさらに活用し、経費の節減と効率化に努めること。嘱託事務については、単位自治会との契約で対応すること。住民参加の機会の拡充について、自治基本条例の制定を促進すること。住基カードの広範な利用方法を研究し、カード利用者の増進に努めること。戸籍、住民基本台帳の整備を図り、高齢者所在確認の正確性を期すること。

②民生費。民生委員の推薦を厳格にし、資質向上を求めるとともに、民生委員担当世帯数の見直しを図ること。保健福祉会館の駐車場確保に努めること。保育行政について、幼稚園の現施設を利活用し、幼保の一元化を進め、安全・安心の保育を進めること。高齢者等住宅改造費助成金について周知を図ること。つくも荘の使用のあり方を検討すること。緊急医療体制の確保・拡充に取り組むこと。社会福祉協議会の自立を促すこと。また、行政と社会福祉協議会との関係改善に努めること。介護保険制度についてだれでもが負担等を心配することなく安心して介護が受けられるように改善すること。医療費助成制度の対象年齢を引き上げること。

③衛生費。乳幼児健診の受診率を100%にして、病気や心的、身体的障害等の早期発見に努めること。特定健診については、内容と機会を拡充し、健診率を高め、健康の維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。あ

わせて、人間ドックの推進を図ること。揖龍保健衛生施設事務組合への負担軽減について、ごみ収集等のあり方を整理し、負担経費等の節減に努めること。上太田瓦れき処分場について、借地面積を再考し、経費節減に努めること。

④労働費。シルバー人材センターの求人等の情報提供に努め、就労の機会を公平に割り当て、拡充すること。シルバー人材センターの業務拡大に努め、だれでも就労の機会が得られるよう取り組みの方向を考えること。

⑤農林水産業費。地域経済活性化の一環として、町内の農産物販売に対するシステムづくりに取り組むこと。鳥獣被害、（特にシカ、イノシシ）が頻繁に起きているので、対策を講じること。国土調査についての必要性をその都度PRに努めること。たいし花と緑の会はまちづくりの観点から農業委員会等と連携しながら遊休農地活用促進や公園緑地化などについても取り組むこと。緑化推進については、地域に合った花いっぱいを支援すること。特産品について原材料も地域での生産供給に努め、道の駅のような場所を確保し、生産と販売を支援すること。都市近郊という条件を生かし、市民農園、貸し農園の支援等、農業と農地の活用を図ること。地域経済活性化の一環として地産地消のための施策を拡充すること。農道、かんがい水路等の整備については、事業主体を支援する政策を講じること。

⑥商工費。太子町ホームページの商工会、観光協会の表示方法を検討すること。「太子あすかふるさとまつり」の企画段階に住民代表が積極的に参加できるよう工夫すること。商工会加入率を上げるため、未加入者への積極的な取り組みを行うこと。商工会との連携を密にし、企業支援など、商工業の発展と活性化に努めること。

⑦土木費。河川を浚渫し、洪水被害の対策を講じること。公園の持つ機能は多岐にわたる。加えて障害者や高齢者が外出しやすくするため公園の整備計画を策定し、道路の安全

確保と、トイレ等もバランスよく設置すること。道路計画を公表し、ミニ開発等を指導・誘導すること。生活道路の拡幅整備を促進すること。認定外の里道等の整備、促進に努めること。下水道の水洗化率を高め、住民負担の軽減と会計の健全化に努めること。都市排水計画をつくり、ミニ開発等により排水機能が麻痺・低下することがないように自治会等と連携し、開発者等を指導、協力を得て排水等の機能確保に努めること。前処理場のあり方を検討し、一般会計からの繰り出しを抑制すること。

⑧消防費。消防力を総点検し、万一に備えること。自主防災組織の活動を支援し、消防団の再編に努めること。

⑨教育費。学校間のアンバランスは放置できない。適切に対応すること。学童保育の対象年齢の引き上げに努めること。幼稚園教諭の保育士資格取得を支援し、幼保一元化に努めること。学校図書館に専任の司書を配置し、内容の充実を図ること。学校給食については、センター方式に限定せず、炊飯器での米飯給食を試行するなど、給食のあり方を見直すこと。IT関連機器を有効に活用し、教育内容を充実させること。幼稚園、小学校、中学校の消耗品については、基本的基準、考え方を明確にすること。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で平成21年度一般会計決算委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされました平成21年度の一般会計決算認定に対しまして

反対討論を行います。

委員会でも概要を述べ反対討論をいたしました。本会議で討論を行う旨を確認しておりますので、討論を行います。

平成21年度の一般会計決算認定につきましては、本決算に係る年度当初にもこの件については指摘をし、反対討論でも述べてまいりましたが、本決算審査に係る本会議、委員会審査でも主張いたしましたことについては極力繰り返すことを避けますが、本決算年度では、当初に指摘したとおり、貧富の差がますます拡大をし、住民の暮らしが苦しく困難になってきております。これらは国、県の悪政に追隨した施策のためであると、このように考えます。

なお、本決算に係ります当初の施政方針等におきましては、「太子町に生まれ、育ち、住んでいることをだれもが誇れる元気で魅力的なまちづくりを町民の皆様と協働して着実に取り組んでいかなければなりません。また、すべての住民が住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりを進めてまいります」という施政方針、このことについては賛成であります。これらを執行した決算であります。先ほども言いましたように、格差の拡大、これは今日なお一層ひどくなっております。その貧困率の拡大が福祉や介護、医療、教育等の暮らしに影響を与えてきております。これは人権に係ることであり、人間としての尊厳にも係る憲法25条に基づく施策が問われるところであり、住民の暮らしを支援し、住民が健康を維持し、安心して暮らし老いられる行政にすることが地方自治の本旨であり、また行政の責務であると考えます。これを阻害するような介護保険制度、あるいは高齢者医療制度等のあり方について地方の意思を明確にし、国等に働きかけ、住民の安心・安全を確保するための取り組みを強めることを求めるものであります。

安心して住み続け、老いることができる町

は、高齢者も若者もまちづくりに不安と期待を持っているのは救急を含む医療とその体制の拡充であります。これにこたえるべき施策に配慮すべきであると考えます。また、介護保険の及ばないところを一般施策で補完することが肝要であり、これを求めるものであります。

契約の伴う委託料は14億4,029万1,000円、工事請負費は6億1,211万3,000円、合計で20億5,240万4,000円となっております。歳出合計95億5,884万6,000円の21.47%を占めております。当初予算等の段階で個々の工事等に係る予算額を再三ただしてましても、入札等で予定価格を類推されるといって金額の明示を拒み、議会と住民に対して白紙委任を求めた内容であります。しかしその一方で、最低制限価格を事前公表しており、類推しやすくしていることは否めないであります。大切なのは、予定価格を実勢に合った価格に設定することであり、議会と住民にはその後の工事請負契約の締結及び本決算に至るまで具体的な金額は明らかにされなかったため、工事請負等の契約金額及び本決算も公平性、透明性などにおいて適切妥当なものであるかどうかの判断はできないのであります。契約の伴う委託料、工事請負費の白紙委任は到底容認できるものではありません。

また、審査を通じまして明らかなのは、ただいまの委員長報告でもありますように、二、三社からの見積もりを根拠にした随意契約が多く、その乱用と契約業者等に相当な偏りがうかがえます。これらを公正に行うべきであります。さらに、各会計を支援する繰出金12億8,273万7,000円、歳出合計比では13.42%になりますが、全住民を対象とした下水道会計、一定の層を対象とした国民健康保険、介護保険等への支援は必要不可欠なものであります。しかし、皮革汚水前処理場への繰り出しは特定のわずかな企業が排出する汚水を処理するためのものでありまして、同列に扱うものではありません。無駄を省き、住民の福祉、医療等の支援を拡充し、介護保

険制度ではできないようなことに対して一般施策で補完する等の方向に行政を転換することを強調し、本決算認定に反対する討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時43分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 6 認定第2号 平成21年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第 7 認定第3号 平成21年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第 8 認定第4号 平成21年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第 9 認定第5号 平成21年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第10 認定第6号 平成21年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

○議長（佐野芳彦） 日程第6、認定第2号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、認定第6号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 それでは、認定第2号の委員会審査報告を読み上げます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第2号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。審査経過及び結果、審査経過は、平成21年度国民健康保険の加入状況は前年度に比べて世帯数は増加しているが、被保険者数は減少しているとのことでした。また、一般被保険者の保険給付状況では入院の件数、日数、費用額、すべてにおいて増加しており、医療費が大きく伸びている要因になっていることの説明がありました。さらに、保険・医療給付状況では、一般の入院では1件当たりの費用額が20年度は43万6,282円、21年度は46万3,350円と大きく増加

しており、年々上昇しているのは医療の高度化の影響と推測しているとの説明がありました。平成21年度の国民健康保険税の減免状況は、定年退職または自己の都合以外の退職で前年所得の50%以下になったことによる収入減に伴う減免が28世帯で127万5,200円、後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険に残られた被扶養者に対する減免が16世帯、32万8,600円、合わせて160万3,800円と説明がありました。医療費を少なくするためにジェネリック医薬品のPRをしてはという質疑に対しては、12月1日の健康保険証の更新時にジェネリックの薬剤を推奨する文書を同封することで効果は徐々に出てきており、太子町としてもできる限りPRしているとの答弁でした。また、本町の特定健診の受診者数に会社で受診したものも含められる見通しはという質疑に対しては、集団健診以外の商工会等の健診を受診された方で国保資格をお持ちの方の分は我々の健診数にカウントさせていただきたいし、本町の受診者の実数がどんどん増えていくことは我々の務めの一つである健康づくりという面でも十分寄与するとの説明がありました。さらに、前政権時代には特定健診の受診率が悪ければ国保から支払っている後期高齢者支援金に加算がつくなどの話もあり、現在の民主党政権でも何らかの努力目標のようなものがあるのではと心配しているとの説明がありました。審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

続いて、認定第3号の委員会報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査

経過は、介護保険の普通徴収の収納率、現年分84.4%、滞納分7.8%はもう少し努力する必要があり、一方不納欠損額は87万5,112円、収入未済額は約1,400万円であり、徴収率を上げる努力もさることながら、不納欠損にならないよう滞納分の収納率も上げていく必要があるのではという質疑に対しては、普通徴収の場合はどうしても収納率は低下し、特に滞納繰越分の7.8%、132万7,000円は前年度よりもよく、目標の5.5%も達成できたが、まだ満足いく数字ではない。年々目標数値を上げ、一人でも多くの滞納を減らしたいと考えている。保険料の滞納者はほとんど年金生活者で、税や他の保険料を滞納されている方も多く徴収が難しい部分がある。今後も根気よく理解を求めて成果を上げていきたいと説明がありました。また、公用車の自動車保険に関する質疑に対しては、財政課がすべて一括で取りまとめているとの説明がありました。予算上は各項目で保険料が計上されているので課ごとに尋ねるのが当然ではという質疑に対しては、個別に契約等を行うのは大変であるので、事務の効率化の観点から財政課が一括して行っており、物品購入においても個別ではなく一括のほうが効率的と考え対応しているとの説明がありました。それに対して委員からは、事務の効率化はわかるが、保険の代理店は課ごとにも変わってもよく、それも簡素化ではないかと思うし、競争することによりサービス面でいろいろな提案が出てくるのではないかという意見もありました。そのほか、介護保険制度は開始から10年以上経過し、今後サービスを利用される方はますます増加すると思われ、制度自体の見直しが必要な時期ではないかという質疑に対しては、平成24年度から開始する時期3年の計画に関して制度改正の基本的見直し点を厚労省がこの10月に示すことになっており、現在フォローし切れてない24時間365日の介護や介護する方に対するレスパイトケア等が盛り込まれるという情報があるとの説明がありました。団塊の世代の方全員が

65歳に到達される2015年からの10年間で非常に厳しくなると見込まれ、これに対応するために保険料等の問題のみならず、予防事業に力を入れていかなければならないし、加えて多くの認定者に対応できるよう地域の介護施設の充実も課題になると考えているとの説明がありました。さらに、介護保険制度が該当する方すべてに情報が伝わり、抜けている人がいないか心配である。その部分の対策はどの質疑に対しては、65歳の被保険者証の送付時には詳しい資料をあわせてお渡しし、また制度を利用されていない75歳以上の方の現状を把握するために、毎年まほろばの里と聖園へ委託して対象者全員の自宅の訪問をし実態を調査し、必要な場合は制度の利用や予防事業の利用を勧める等、利用されていない方への周知を心がけているとの説明がありました。審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

続いて、認定第4号の報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第4号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。審査経過及び結果、審査経過は質疑はありませんでした。審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

認定第5号の委員会報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第5号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前

10時から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査経過は、後期高齢者医療保険料処理及び後期高齢者医療システム改修の委託先についての質疑に対しては、太子町のパソコンシステム全体をメンテナンスしている岡山情報処理センターへの委託が効率的と考え委託しているとの説明がありました。国民健康保険も含め後期高齢者医療制度に関する新たな情報についての質疑については、新たな高齢者医療制度の構築に向け、現在国では改革会議において検討中であり、年末には最終取りまとめの案が出され、年明けの通常国会では改革案が提出されると聞いているとの説明がありました。また、国保との関係では、後期高齢者医療制度の廃止に伴い国保が高齢者を引き受ける受け皿になることにより財政悪化は明らかであるので、社会保険や協会けんぽ、共済組合等から財源を回していただくこと、並びに国費を国保に回していただく等の国保救済措置もその中で考慮していただけるものと考えており、今後も法案等に注目していきたいとの説明がありました。審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

続いて、認定第6号の委員会報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第6号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月10日金曜日午前10時から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査経過は、町外募集に関しては平成20年度に募集を計画した際にあいていた3基に加え、募集前に3基、完売するまでの間に2基返還され、計8基を販売したとの説明がありました。町外分の申し込み状況の質疑に対しては、当初の6基の募集に対して10人から申

し込みがあったとの説明がありました。また、墓園の時計の状況についての質疑に対しては、ソーラーで蓄電しバッテリーにためた電気で時計を動かすシステムが10年経過し、ソーラーやバッテリーの調子が余りよくなくとまっていたため、現在は直接電源を引いて動かすよう墓園管理費で修理したとの説明がありました。さらに、あれだけ大きな造成工事を行っているが、今までに道路の補修等の大きな工事はしていないのか、墓園事業以外で補修を行ってきたのかとの質疑に対しては、21年度には墓園管理費の修繕料約24万7,000円で、時計の修理及び墓所の敷石の陥没修理を行ったとの説明がありました。陥没修理に関しては、所有者より4平方メートルほど陥没したとの連絡があり確認したところ、かなり沈んでいたための修理で、それ以外に大きな修理はなかったとのことでした。そのほか、墓所1,401基のうち町外に300基、町内に585基が売れ、516基が残っている。会計には余裕があると思うが、収入を上げる点も含め町外への販売についての考え方はという質疑に対しては、現状で一般会計から繰り出さず会計を維持できており、町の財産としておいておく必要があり、また町外への販売数は300基と決めているので、新たに募集する予定はないとの説明がありました。審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 国民健康保険会計の決算につきまして反対討論を行います。

ただ最初に、これを付託した委員会の委員長報告が先の条例3件、それから決算案件5件が報告されたわけですが、審査年月日でも明らかなように、10日の10時から1時30分、実質2時間半という形ではありますが、これらの案件をわずかの時間で審査を終えるということは本会議がした審査をゆだねたことに対する機能を果たしていないと、このように考えます。その点は他の議案を含めて繰り返しませんけれども、言っておきたいと思えます。本決算に係る質疑でもただしてまいりましたように、これらのことについては重複をやはり極力避けたいと思えます。

当初、一般会計からのその他繰入金、これは税等に係るものであり、その他繰入金を約1億円計上しておきながら、実際には繰り入れせずに終わった決算であります。やはり一般会計から支援を強め、高過ぎる保険税の引き下げ、軽減によって加入者の負担を軽減すべきであります。これは払いたくても払えない被保険者が約1割強あるわけですから、これを直視をして一般からの支援によってもこれらの負担軽減を図るべきであり、当初に決めた繰り入れは守るべきだと、それは支援そのものであると、このように考えます。

以上の意見を述べまして反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後期高齢者医療会計の決算につきまして、ごめん。

○議長（佐野芳彦） 違う。

○桜井公晴議員 ごめんごめん、取り消します。

○議長（佐野芳彦） 今は老人保健です。

ほかに討論はありませんか。

今の桜井議員のあれは討論なしと認めますので。

取り消します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

本決算につきましても、質疑等でただしたことについては重複を極力避けま

も、この制度をさらに改悪をして対象年齢を65歳に引き下げ、さらに差別医療を拡大しようとする事については、彼我の批判と抗議によりまして一応断念をしたようではありますが、この制度の目的は高齢者医療に係る国庫負担を削減することにあります。高齢者が医療を受ければ受けるほど保険税現行1割により税負担を重くする仕組みであります。さらに、医療についても一定の制限を加えるものとして高齢者を医療から遠ざけてしまうものであると。これにはどういう形をとってもかわるものではありません。速やかに廃止することを求めるべきであります。

以上の意見を述べまして、本決算に反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第6号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第11 認定第7号 平成21年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第12 認定第8号 平成21年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第13 認定第9号 平成21年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第11、認定第7号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、認定第9号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 報告書を読ませていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第7号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月13日月曜日午前10時より午後2時13分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、下水道管洗浄委託料の実施箇所、目的はとの質疑に、北之町、糸井池田、その他3カ所、計5カ所で10年以上経過した下水管の延命措置を図るという説明であった。停電時、マンホールポンプ稼働用発電機借料について、買い取りのほうを経費節約になるとの質疑には、リース期間内であるが、メーカー側と調整して安価で買い取りが可能であれば考えるとの答弁があった。公共ます設置工事の契約方式は63件のうち61件が随意契約、2件が130万円以上なので、指名競争入札を実施した。また、未接続解消については、国の緊急雇用対策で2名が家庭訪問を実施し、調査対象1,098件のうち97件が接続に至ったと説明があった。マンホールふた補修は、6カ所が宅地内のポリプロピレン製公共ます、1カ所が公道上の鉄製マンホールを取りかえたと説明があった。下水道水質検査について、流域下水道へ放流するので検査が義務づけられているもので年4回、採水場所は福地の投入点で随意契約であると説明があった。長期債元本償還金の借りにかはは利率何%か、また効果額はとの質疑に、下水道高資本費対策借換債は5%以上6%未満の財政融資資金が2本、6.6%の簡易保険が1本を0.9%に借りにかえをして、年3,967万4,765円の効果額があるという説明であった。資本費平準化債の利率はとの質疑に、利率は1.49%、20年償還をJAより借り入れているという説明であった。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下

記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第8号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月13日月曜日午前10時より午後2時13分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、施設修理の内訳はとの質疑に、機械修理の代表的なものは4件で、しき搬出用コンベヤーベルト、熱処理汚泥濃縮槽搔寄機、直流電源装置、オートスクリーン制御盤修理で、施設修理407万8,200円の内容で代表的なもの3件は、機械室シャッター配電盤、ドア、皮革汚水流入管渠修理と説明があった。火災保険料については、全国自治協会に掛けていると説明があった。前処理場運転管理業務委託料を含め全体の経費削減を図るべきだとの問いに、流入量が減少していく中で今年度県等との調整でバイパスをつくり、直接放流の可能性を模索しているとの答弁があった。また、流入量はA社が1万5,670立方メートル、B社が2万6,903立方メートル、C社が340立方メートルであった。需用費が増加した詳細はとの質疑に、網干区大江島で発生した硫化水素の悪臭問題で処理場の放流水のpHを11以上に上げないと硫化水素が発生するので、絶えず苛性ソーダを投入しているが、苛性ソーダ価格が非常に高騰していると説明があった。(2)審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。賛成、中井委員、熊谷委員、橋本委員、清原委員。反対、井川委員。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第9号。付託年月日、平成22年9月9日。件名、平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきも

の。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年9月13日月曜日午前10時から午後2時13分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、当年度純利益について昨年の状況はとの質疑に、平成18年度と19年度は赤字だったが、平成20年1月1日の料金改正により今年度純利益2,709万5,130円の黒字を計上できたと説明があった。吉福水源地制御室耐震診断の結果は良で、耐震補強の必要はない。また、管路施設の耐震化が必要ではないかという質問には、太子町の耐震化率は0.3%で非常に低く、今回唯一北配水池に関連して老原からの送水管、配水管は耐震材料を使用するとの答弁があった。検針委託料は5人に委託して、太田、龍田は偶数月、斑鳩、石海が奇数月に検針していると説明があった。年間総配水量の著しい減少について対策はとの質疑に、東芝の受水量減少が大きな起因で、純利益減少にもつながっている。参考に、21年度では一般が87%、東芝が13%、20年度は一般が81%、東芝が19%、19年度は一般が76%、東芝が24%で絶対量が減少している。今後は東芝に給水をお願いしていくしか方法がないという説明があった。過年度損益修正損が過大になったのは、不納欠損で8社が破産し、中でも大きかったのは司興財株式会社の約580万円が大半を占めたと説明を受けた。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第7号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第8号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 皮革汚水前処理場の会計決算につきまして反対討論を行います。

本決算に係ることにつきましても、質疑でただしたことの重複は極力避けたいと思っておりますが、本会計は1972年、昭和47年以降、建設当時から今日2009年、21年の決算まで一般会計の中でも繰出金の関係でただしてきました。その中で37年間に皮革前処理場につぎ込んだ資金は建設関係で22億6,500万円、維持管理関係で46億3,100万円、合計68億9,600万円と、それは莫大なものであります。その維持管理費の約10%弱が使用料でありまして、残りの90%強が税等であります。この会計に住民の血税を使うことは絶対に反対であります。これらの財源を、一般会計等で述べましたように、施策や国保等の被保険者負担の軽減等、その他の施策の拡充に回すべきであり

ます。

以上の意見を述べまして、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論は終わります。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第9号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 水道事業会計決算の認定について反対討論を行います。

本決算案につきましても、重複は避けたいと思いますけれども、本決算の委員長報告でもありますように、料金を引き上げた結果の決算でもあります。特に大口利用者の東芝の水使用料が減少をしたにもかかわらず利用財源が約8億円であります。こういう内容の決算になっております。水道事業の本旨は、安

全・安心、安価な水を安定して供給すると、こういうことにあります。料金引き上げ等による余剰金は料金を引き下げて住民に返すことが至当であります。東芝の水需要も少なくなり、各家庭も節水志向の中で今後の水需要は人口等の社会増はあると思いますが、極端に増えることはないと思います。年間総配水量もピーク時、平成13年度は634万8,012トン、本決算年度は447万1,946トン、立方メートルですね、であり、ピーク時の70%程度であります。さらに、50年後には3割も人口減となる予測も一方であるわけであり、こういう現実を見てみますと、北配水池等の改修は再検討すべきであると考えます。災害時の緊急時には県企業庁等々に支援を要請するなど、適切に対応していくべきであると。そして、経費を全体として節減をし負担を軽減することが肝要であります。

以上の意見を述べて、本決算の認定に反対の討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第14 常任委員会等の閉会中の所

## 管事務調査及び活動について

○議長（佐野芳彦） 日程第14、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時41分）

~~~~~

## 議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8月27日の招集以来、本日まで35日間でしたが、この間議員各位には一般会計、特別会計等の決算認定を初め、条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に、一般会計決算委員会の委員各位には長時間にわたり精力的にご審議を賜りました

ご苦勞に対して重ねて謝意を表す次第でございます。また、町長を初め、町当局各位の議会審議に寄せられましたご協力に謝意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

そろそろ収穫の季節となってまいります。議員各位にはこの上とも健康にご留意されまして、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

## 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月27日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意、承認案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

さらに、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

木々の葉も日ごとに秋の色が濃くなり、朝夕は涼しさを感じる心地よい季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 熊 谷 直 行

署名 議員 村 田 興 亞